

<講座用テキスト：社会保険編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和4年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 国民年金法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
120	ADVANCE 1つ目□3行目 令和3年度は 0.999 （前年度： 1.003 ）	令和4年度は <u>0.996</u> （前年度： <u>0.999</u> ）
	<参考>	下記【差替え①】
124	②令和3年度の年金額 実際の支給額の列	下記【差替え②】
135	ここをチェック！ 3つ目□ 令和3年度における保険料改定率は、「 0.977 」（前年度改定率 0.973 ×名目賃金変動率 1.004 （平成30年物価 1.005 ×平成28年度実質賃金 0.999 ））である（国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条）。 *具体的な1か月分の保険料額は、法定額17,000円× 0.977 ≒ 「 16,610 円」となる。	令和4年度における保険料改定率は、「 <u>0.976</u> 」（前年度改定率 <u>0.977</u> ×名目賃金変動率 <u>0.999</u> （令和2年物価 <u>1.000</u> ×平成30年度実質賃金 <u>0.999</u> ））である（国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条）。 *具体的な1か月分の保険料額は、法定額17,000円× <u>0.976</u> ≒ 「 <u>16,590</u> 円」となる。

【差替え①】

<p><参考> 年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、<u>年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）</u>、<u>受給中の年金額（既裁定年金）</u>ともに「<u>名目手取り賃金変動率</u>」を用いることが定められている。このため、令和4年度年金額は、<u>新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.4%）</u>に従い改定される。</p> <p>また、<u>賃金や物価による改定率がマイナスの場合</u>には、マクロ経済スライドによる調整は行わないことになっているため、令和4年度の年金額改定では、<u>マクロ経済スライドによる調整は行われ</u>ない。</p> <p>なお、マクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越される。</p>
--

【差替え②】

実際の支給額
777,800円
972,250円
777,800円

777,800 円
223,800 円
74,600 円
223,800 円

◆誤記等訂正表

特になし

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
81	ちょっとアドバイス 2つ目の□を <u>追加</u>	□ <u>配偶者</u> が老齢厚生年金等の <u>老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有する場合には、その全額が支給停止されている場合であっても、加給年金額に相当する部分の支給を停止する</u> （令3条の7関係）。
152	ちょっとアドバイス 1つ目□ 「令和 3 年度名目手取り賃金変動率」 は、 0.999 （令和 2 年物価変動率 1.000 ×平成 29 ～令和元年度の 3 年平均実質賃金変動率 0.999 ×平成 30 年度可処分所得割合変化率 1.000）である。	「令和 <u>4</u> 年度名目手取り賃金変動率」 は、 <u>0.996</u> （令和 <u>3</u> 年物価変動率 <u>0.998</u> ×平成 <u>30</u> ～令和 <u>2</u> 年度の 3年平均実質賃金変動率 <u>0.998</u> ×令和元年度可処分所得割合変化率 1.000）である。
157	(2) 令和3年度年金額 実際の支給額の列	下記【差替え③】

【差替え③】

①定額部分の額	②加給年金額	③特別加算額	④その他の額
1,621 円	223,800 円	33,100 円	583,400 円
	223,800 円	66,000 円	1,166,800 円
	74,600 円	99,100 円	583,400 円
		132,100 円	
		165,100 円	

◆誤記等訂正表

特になし

3. 健康保険法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

特になし

4. 社会一般

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

頁	改正前	改正後
165	①支給要件（法2条） 枠内上から5行目（アミカケ部分） 令和3年度の「所得基準額」は、 779,900 円（令1条）。	令和4年度の「所得基準額」は、 <u>781,200</u> 円（令1条）。
166	ここをチェック！3つ目□1行目 合計が 779,900 円を超え 879,900 円	合計が <u>781,200</u> 円を超え <u>881,200</u> 円

5. 労働一般

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

特になし

6. 社労士過去問題10年網羅

<Vol.3>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
281	厚年法 No. 171 (H26-06A) 解答・解説 (解答) × 法43条3項 (解説) <u>差替え</u>	○ 法43条2項但し書 (解説) 出題当時は「法43条3項」により、設問の場合は退職時改定の要件に当てはまらないことから、誤りの選択肢であった。なお、現行では、「法43

		条 2 項但し書」により、資格喪失日、基準日（9 月 1 日）及び資格再取得日の時系列と期間から、基準日の属する月の翌月（10 月）から年金の額が改定されるため、正しい。
--	--	---

7. 改正法マスター講座

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後												
100	(2)改定額の根拠法令 (令 2.6.10 年発 0610 第 1 号：令和 2 年 8 月 1 日施行)	(令 3.3.31 政令第 99 号：令和 3 年 10 月 1 日施行)												
	◆新旧対照所得基準額													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>779,300 円</td> <td>779,900 円</td> </tr> <tr> <td>879,300 円</td> <td>879,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	779,300 円	779,900 円	879,300 円	879,900 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定後</th> <th>改定前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>781,200 円</td> <td>779,900 円</td> </tr> <tr> <td>881,200 円</td> <td>879,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	改定後	改定前	781,200 円	779,900 円	881,200 円	879,900 円
改定前	改定後													
779,300 円	779,900 円													
879,300 円	879,900 円													
改定後	改定前													
781,200 円	779,900 円													
881,200 円	879,900 円													

8. 穴埋め対策講座

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
191	解答編健保 No. 11 空欄 D 解答・根拠 ③400 平 30.3.5 保医発 0305 第 6 号	①200 令 2.3.5 保医発 0305 第 5 号

9. OUTPUT 講座

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
159	健保 No. 109 解説 2 行目 「保険医療機関に入院中の患者」の場合は、医師から依頼された柔道整復師の施術を受けたとしても「療養費の対象とはならない」(療養の給付等の対象となる)。	保険医療機関に入院中の患者の「後療を医師から依頼された場合の施術」は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に向向いてきた場合のいずれであっても、「支給対象としない」。

9. ピンクマーク答練

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
97	18 1行目の見出し 支給要件（遺族基礎年金）（法 35 条、法 36 条）	支給要件（遺族基礎年金）（法 37 条）
98	20 1つ目の□ ④その夫が障害基礎年金の受給権者であったことがある者でないこと ⑤老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫でないこと	（削除） ④老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫でないこと
116	15 基本手当等との調整（法附則 11 条の 5 他）全体 記載内容には誤りはありませんが、今年度ピンクポイントに設定していない単元が掲載されています。	15 基本手当等との調整（法附則 11 条の 5 他）全体（P116 全体）を削除